

## 杉村ゴルフセンター メンバーカード利用規約

### 第1条 (利用規約の目的)

当社は、杉村ゴルフセンターメンバーカード（以下「カード」といいます。）をこの規約にしたがって取扱うものとし、カードの所持者（以下「お客さま」といいます。）は、この規約によりお取引をしていただきます。

### 第2条 (カードの利用方法について)

- ① カードは、当社が指定した商品等の代金のお支払いにご利用頂きます。
- ② カードをご利用の際は予め利用料金をカードへご入金（チャージ）頂きます。ご入金は、自動入金機または、フロントにて行って頂きます。
- ③ 1回あたりの入金金額は20,000円までとなります。ただし、カードへの入金上限金額は、30,000円となります。
- ④ カードは、当社規程のカードリーダーにより、当社の定めた方法でご利用できます。

### 第3条 (カードが利用できない場合)

- ① カードが偽造または、変造されたものであるとき。
- ② お客さまがカードを違法に取得したとき。  
または違法に取得されたカードであると知りながら取得したとき。
- ③ カードの破損または、カードリーダーの破損、停電等によりご利用可能残高を読み取ることが出来ない場合は、カードのご利用はできませんので、ご了承ください。
- ④ 本カードにて当ゴルフセンターでの最終ご利用日から2年間ご利用がない場合、チャージ金、並びにポイントはすべて失効いたします。

### 第4条 (紛失・盗難の免責およびカードの再交付)

- ① カードのご利用可能残高の読取りができず、またはその記録に異常があった場合には、お客さまは、当社が定める方法でそのカードを提出しカードの再交付を受けることができます。
- ② お客さまが、カードを紛失又は盗難に遭われた場合、当社はカード残高の払い戻しはいたしません。また、当該カードが後日発見され、この間に第三者に利用された場合、その他お客さまに何らかの損害が生じた場合でも当社はその責を負いません。
- ③ 前項の場合においてもお客さまの申し出により当該カードの再交付を受けることが出来ます。お客さまの申し出から当社が利用停止するまでの間、第三者に利用された場合、当社はその責を負いません。
- ④ 本条①③の取扱いに際し、カードのご利用可能残高は、電磁記録、センター保存の記録等を統合して推計します。
- ⑤ カードを再発行する場合は、身分証明書を提示していただきます。
- ⑥ 本条⑤の取扱いに際し、カード再発行手数料を頂戴します。

### 第5条 (カードを再交付しない場合)

ご利用可能残高の読取りが不明で、残高の推計もできない場合には、カードの再交付を受けることはできませんので、ご了承ください。

## 第6条 (換金の原則禁止)

- ① カードは、現金との引き替えはできません。
- ② お客さま事情によらず、カードの利用が著しく困難になったと認められる場合には、本条①の定めにかかわらず、お客さまは、当社が定める方法でカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高からポイント（入金時等に付与したポイント）利用分を控除した金額の払い戻しを受けることができます。

※ポイントは1ポイント=1円で計算します。

## 第7条 (カード利用資格の喪失)

お客さまが下記の何れかに該当する場合、  
当社の判断でカードの利用資格を取り消すことができます。

- ① カードを偽造、変造、改算した場合。
- ② 登録したご本人以外に本カードを使用させた場合。
- ③ 本カードで購入した貸しボールを他人に譲渡した場合。
- ④ 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合。
- ⑤ お客さまが本規約に違反した場合。
- ⑥ 上記に準ずる行為があり、お客さまとして不適格と当社が判断した場合。

## 第8条 (カードの終了)

当社都合等によりカードの取扱いを中断、終了する場合があります。その場合、お客さまに事前に通知します。同時にお客さまは当社の定める方法で、残高の払い戻しを求めることができます。ただし当社が通知を行ってから1年を経過した場合、お客さまは当該払い戻しを放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。  
払い戻しは、第6条②の内容で行います。

## 第9条 (個人情報の目的)

当社ではお客さまからいただいた個人情報は、以下の場合に限り使用し、その目的以外に使用することはありません。

- ① 当社が、なんらかの理由でお客さまにご連絡を取る必要が生じた場合。
- ② 当ゴルフセンターのサービス案内  
\*お知らせなどの案内が不要な場合は、当ゴルフセンターまでご連絡ください
- ③ 当社のサービス、商品改善のためにマーケット分析を行う場合。  
\*この場合、お客さま個人が特定されることはありません。
- ④ カードの再交付を行う場合

## 第10条 (個人情報の保管)

当社ではお客さまからいただいた個人情報は、細心の注意をもって取扱いし、厳重に保管いたします。

### **第11条（個人情報の保存）**

当社ではお客さまからいただいた個人情報は、以下の場合を除き、第三者に提供または、開示することはありません。

- ① お客さまの同意があった場合。
- ② 法令に基づき、公的機関から開示を求められた場合。
- ③ 当社と機密保持契約を締結した協力会社に、必要最低限の情報を提供する場合。

### **第12条（取扱の変更）**

カードの取扱いについて、この規約を変更する場合には、当社は、一定の予告期間において当ゴルフセンター内に掲示をするものとし、予告期間経過後は変更後の規約を適用いたします。

### **第13条（合意管轄裁判所）**

お客さまは、お客さまと当ゴルフセンターとの間で訴訟が生じた場合、訴願のいかんにかかわらず、大阪（東京）簡易裁判所、または大阪（東京）地方裁判所をもって専属の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

附則 平成22年6月制定・施行

平成25年3月改定（第6条② プレミアからポイントへ変更）

## **杉村ゴルフセンター**

**〒552-0013 大阪府大阪市港区福崎1丁目4番**

**Tel 06-6574-0801**

## 杉村ゴルフセンター ビジターカード利用規約

### 第1条 (利用規約の目的)

当社は、杉村ゴルフセンタービジターカード（以下「カード」といいます。）をこの規約にしたがって取扱うものとし、カードの所持者（以下「お客さま」といいます。）は、この規約によりお取引をしていただきます。

### 第2条 (カードの利用方法について)

- ① カードは、当社が指定した商品等の代金のお支払いにご利用頂きます。
- ② カードをご利用の際は予め利用料金をカードへご入金（チャージ）頂きます。発行時、チャージ金額の内 100 円をカード保証金としてお預かりいたします。お預かりした 100 円は、カード返却時にお返し致します。カード返却に際し、チャージ金は返金出来ませんので残高が 0 円の時のみ返却可能です。ご入金は、自動入金機または、フロントにて行って頂きます。
- ③ 1 回あたりの入金金額は 3,000 円までとなります。ただし、カードへの入金上限金額は、5,000 円となります。
- ④ カードは、当社規程のカードリーダーにより、当社の定めた方法でご利用できます。

### 第3条 (カードが利用できない場合)

- ① カードが偽造または、変造されたものであるとき。
- ② お客さまがカードを違法に取得したとき。または違法に取得されたカードであると知りながら取得したとき。
- ③ カードの破損または、カードリーダーの破損、停電等によりご利用可能残高を読み取ることが出来ない場合は、カードのご利用はできませんので、ご了承ください。
- ④ 本カードにて当ゴルフセンターでの最終ご利用日から 1 年間ご利用がない場合、チャージ金、並びに球数はすべて失効いたします。

### 第4条 (紛失・盗難の免責およびカードの再交付)

- ① カードのご利用可能残高の読取りができず、またはその記録に異常があった場合には、お客さまは、当社が定める方法でそのカードを提出しカードの再交付を受けることができます。
- ② お客さまが、カードを紛失又は盗難に遭われた場合、当社はカード残高の払い戻しはいたしません。また、当該カードが後日発見され、この間に第三者に利用された場合、その他お客さまに何らかの損害が生じた場合でも当社はその責を負いません。
- ③ 本条①の取扱いに際し、カードのご利用可能残高は、電磁記録、センター保存の記録等を統合して推計します。
- ④ カードを再発行する場合は、身分証明書を提示していただきます。

### 第5条 (カードを再交付しない場合)

カード裏面のカードN o の読取不能で、残高の推計もできない場合には、カードの再交付を受けることはできませんので、ご了承ください。

#### **第6条（換金の原則禁止）**

- ① カードは、現金との引き替えはできません。
- ② お客さま事情によらず、カードの利用が著しく困難になったと認められる場合には、  
本条①の定めにかかわらず、お客さまは、当社が定める方法でカードをご提出いただく  
ことにより、チャージ金額の払い戻しを受けることができます。

#### **第7条（カード利用資格の喪失）**

お客さまが下記の何れかに該当する場合、  
当社の判断でカードの利用資格を取り消すことができます。

- ① カードを偽造、変造、改算した場合。
- ② お客さまが本規約に違反した場合。
- ③ 上記に準ずる行為があり、お客さまとして不適格と当社が判断した場合。

#### **第8条（カードの終了）**

当社都合等によりカードの取扱いを中断、終了する場合があります。その場合、お客さま  
に事前に通知します。同時にお客さまは当社の定める方法で、残高の払い戻しを求めら  
れます。ただし当社が通知を行ってから1年を経過した場合、お客さまは当該払い戻し  
を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

払い戻しは、第6条②の内容で行います。

#### **第9条（取扱の変更）**

カードの取扱いについて、この規約を変更する場合には、当社は、一定の予告期間において  
当ゴルフセンター内に掲示をするものとし、予告期間経過後は変更後の規約を適用いたします。

#### **第10条（合意管轄裁判所）**

お客さまは、お客さまと当ゴルフセンターとの間で訴訟が生じた場合、訴願のいかんにかかわらず、大阪（東京）  
簡易裁判所、または大阪（東京）地方裁判所をもって専属の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

附則 平成25年3月制定・施行

杉村ゴルフセンター

〒552-0013 大阪府大阪市港区福崎1丁目4番 Tel 06-6574-0801